

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年10月7日(火) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 教育長報告  
日程第4 報告第10号 専決事項の報告について  
日程第5 選挙第1号 宇治市教育委員会委員長の選挙について  
日程第6 選挙第2号 宇治市教育委員会委員長職務代理者の指定について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

#### (教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

#### (出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松 崎 満
学校教育課長	上 道 貴 志	教育支援課長	富 治 林 順 哉
教育総務課主幹	井 上 宜 久	教育総務課主幹	須 原 隆 之
学校教育課主幹	安 留 岳 宣	教育支援課主幹	齊 藤 政 也

#### (書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

## 開 会 (午後5時30分)

**開会宣言** 委員長が10月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 教育長報告

- (1) 平成26年9月市議会定例会について
- (2) 文教福祉常任委員会について(平成26年10月2日)
- (3) 平成27年度市立幼稚園園児募集入園願書受付状況について
- (4) 要望書について
- (5) 宇治市教育委員会後援事業について

以上5件を報告する。

---

[説明]

(1) 平成26年9月市議会定例会について

[一般質問] 9月25日・26日・29日・30日 質問議員...教育委員会関係15名

鳥居 進 議員

高齢者支援について

- ・地域での高齢者支援について

水谷 修 議員

市民の暮らしについて

- ・市内経済の実情、円高・アベノミクスの影響について

稲吉 道夫 議員

教育について

- ・読書について
- ・中学校の昼食について
- ・グラウンドの確保について

浅見 健二 議員

教育問題について

- ・公立幼稚園について
- ・学校施設の充実について
- ・中学校給食について
- ・中学校グラウンドの開放について
- ・屋外授業部活の雷対策について
- ・スクールサポーターについて

宮本 繁夫 議員

図書館の充実について

- ・図書館の目的・役割について
- ・図書館の蔵書について
- ・法改正と学校図書館司書について

河上 悦章 議員

生活困窮者支援施策

- ・生活困窮者世帯への学習支援

金ヶ崎 秀明 議員

市長の政治姿勢について

- ・行財政改革について

教育改革について

- ・教育委員会制度の組織体制の改革について
- ・教科書採択行政改革について

坂本 優子 議員

市民会館の「今後のあり方方針(案)」について

- ・社会教育の場としての公民館の位置づけについて
- ・現在の宇治公民館はどうなるのか

浅井 厚徳 議員

宇治公民館の機能移転について

- ・公民館のあり方をめぐる議論について

図書館の充実について

- ・蔵書数を増やす方策と分館機能の充実について
- ・学校図書館司書の体制について

真田 敦史 議員

教育・子育てについて

- ・保幼小連携について
- ・放課後支援について
- ・学習支援について
- ・教職員の事務軽減について
- ・スクール・ソーシャルワーカーについて

渡辺 俊三 議員

中学校完全給食実施について

- ・全国・府内で広がる中学校給食について
- ・学校給食法・学習指導要領での学校給食の重要な位置づけについて
- ・生徒・保護者・教職員の願いについて

荻原 豊久 議員

学校現場における違法薬物・危険ドラッグへの指導について

松峯 茂 議員

教育問題について

- ・宇治市、児童生徒の学力の状況と不登校対策について

久保田 幹彦 議員

子ども子育て新制度について

- ・子どもを産み育てる環境づくり

池内 光宏 議員

子供の安心安全について

- ・地域での子供子育て対策について

## (2) 文教福祉常任委員会について(平成26年10月2日)

議案第62号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて

本条例案については、これまでの委員会と同様に10月2日開催の文教福祉常任委員会においても、議案第60号「宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて」並びに議案第61号「宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて」の3議案を一括してご審議いただいていることから、資料の構成についても一括したものとなっている。

条例制定の背景としては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供などを目的とした、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に公布され、これらの法律に基づいた「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されることに伴い、新制度における施設や事業の設備及び運営の各種基準については、市町村が、国が政省令で定める基準を踏まえ、条例で定めることとされたことから、必要な条例を制定するものである。

今回制定を予定している条例として、資料中(1)から(3)の3つの条例がある。それぞれの根拠法と、市町村が条例を定める際の基準として国が示す政省令について記載している。

「議案第62号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の概要と、本市の独自基準に関わる部分について説明する。本条例は、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設と、家庭的保育事業をはじめとする地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものである。原則として国の基準どおり定めることとしているが、一部の項目について独自基準を定めたいと考えている。まず 掲示については、国の基準では運営規程などの重要事項を見やすい場所に掲示しなければならないとされているが、掲示するスペースに限りがある施設・事業所など、やむを得ない事情がある場合は、不特定多数の方が閲覧できる状態にすることで掲示とみなすこととする。次に 記録の整備等についてである。子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園や保育所、認定こども園といった特定教育・保育施設や、家庭的保育事業者をはじめとする特定地域型保育事業者は、市町村からそれぞれ施設型給付と地域型保育給付を受けることになる。仮にこれらの給付費の請求に過誤や不正があった場合における、市町村から事業者等への返還請求の時効が地方自治法において5年とされていることから、施設や事業者における給付費の請求や、施設や事業者が直接保護者から徴収される給付費の一部、いわゆる利用者負担額の受領に関する書類については、5年間の保存を求めることを規定している。以上のことから、本市条例の第34条及び第49条について、第1項では国の基準どおりの表現としながら、それぞれ給付費にかかる記録については5年間の保存を求める表現を加えた内容としている。

また、3つの条例に共通する独自基準を定める。国の基準には規定はないが、宇治市暴力団排除条例の主旨に鑑みて、対象となる事業者等から暴力団を排除する規定を定めることとしている。

なお、本議案については文教福祉常任委員会において採択され、10月15日(水)の本議会において審議される予定となっている。

平成27年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について

宇治公民館の機能移転を進めるにあたって

本件については9月24日臨時教育委員会において指針案を報告し、委員の皆様には様々なご意見、ご質問をいただいたところであり、それらを参考にしながら市教委で意思決定した後に、10月2日の文教福祉常任委員会で報告したものである。

報告した内容は、先月の臨時教育委員会において説明したのから字句修正以外に大きな変更はない。委員からは、かつての公共施設整備計画において公民館建て替えの際にコミセンにするという考え方があったが、今もその方針なのか、駐車場は有料か、などの質問や、教育委員会は主体性をもって進めて行く必要があるといったご意見等があった。コミセン化の方針については、現在は第5次総合計画の中で宇治公民館の建て替えのあり方を検討した結果、今回の方針決定に至ったことを説明し、具体的な料金設定については今後の検討課題であることをお答えした。また、市教委は新施設の運営形態の如何に関わらず、生涯学習を責任を持って進めるという考えであることを説明した。

自動車破損事故に係る専決処分の報告について

### **(3) 平成27年度市立幼稚園園児募集入園願書受付状況について**

平成26年10月1日(水)、2日(木)に入園願書の受付を行った結果、4歳児については4園で合計77名の応募があった。昨年度については同時期の2日間で70名の応募であったため、今回は7名増加という状況である。また、5歳児については1名の新規応募があり、現4歳児の進級分が79名であるため、来年度は合計80名となる見込みである。なお、4歳児・5歳児ともに定員に達していないため、平成27年1月30日まで引き続き募集を行う。

平成27年度のクラス数は4歳児・5歳児とも1クラスずつで、4園で合計8クラスとなる見込みである。

### **(4) 要望書について**

平成26年8月21日付で、炭山区長、二尾区長、池尾区長、笠取第二小学校育友会長、笠取第二小学校教育後援会長より「学校の施設・設備等に関する要望書」の提出を受けた。

### **(5) 宇治市教育委員会後援事業について**

宇治青年会議所主催の「宇治」Cこども川柳」他10件、計11件の事業について後援した。

---

[質 疑]

[委 員] 園児募集の応募数について、本日までに変動はあるか。

[事務局] 10月3日以降、変動はない。

[委 員] 今後はどのように対応していくのか。

[事務局] 非常に厳しい状況が続いており、今回の園児募集においては去年に比べて応募数が増加しているものの、総数では定員に対しての充足率は下がっている。それを踏まえた上で対応策を検討し、市教委としての考え方を整理していきたいと考えている。

#### 日程第4 報告第10号 専決事項の報告について

[説 明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、9月30日付で専決処分を行った専決第11号「宇治市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」に関して、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市青少年指導センター運営協議会委員は、青少年指導センターの円滑かつ効率的な運営を図るため、宇治市青少年指導センター運営協議会設置規則に基づき設置・運営されているものであり、委員の任期は平成26年10月1日から1年間である。

[質 疑] なし

[討 論] なし

#### 日程第5 選挙第1号 宇治市教育委員会委員長の選挙について

[説 明] 本選挙は、宇治市教育委員会委員長の任期が平成26年10月7日に満了することに伴い、平成26年10月8日から平成27年10月7日までの委員長を新たに選任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、委員長の選挙を行うものである。なお、選挙の方法は宇治市教育委員会通則第5条第1項の規定に基づき、投票により行うこととする。

投票の結果、西野委員が4票、白票が1票であり、委員長として西野委員が再任された。

**日程第6** 選挙第2号 宇治市教育委員会委員長職務代理者の指定について

[説明] 本選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、平成26年10月8日から平成27年10月7日までの宇治市教育委員会委員長職務代理者を新たに指定するものである。委員長職務代理者については、宇治市教育委員会通則第6条第2項の規定により、委員長選挙の都度、委員長の選挙に準じ選挙により指定することとなっている。

投票の結果、金丸委員が4票、白票が1票であり、委員長より委員長職務代理者として金丸委員が指定された。

**閉会宣言** 委員長が10月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時)